

令和5年11月7日（火）
都市整備部
都市建築住宅課都市建築係
担当：小林
電話 0126-63-0139（直通）

特定空家等の略式代執行に係る「代執行宣言」の実施について

所有者不在の下記の特定空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項の規定に基づき、「略式代執行」による除却を実施するにあたり、下記のとおり「代執行宣言」を行います。

- 1 とき
令和5年11月8日（水）午前9時00分から
- 2 ところ
美唄市大通西1条南3丁目1815番60
- 3 内容
空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項に基づく略式代執行を行うにあたり、代執行宣言を行うもの
- 4 宣言者
美唄市 都市整備部長 清水 真史
- 5 その他
 - ・建築物等の所在地
美唄市大通西1条南3丁目1815番60
 - ・建築物の家屋番号等
家屋番号 490 番の18
用 途 併用住宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
延床面積 99.89 m²
 - ・略式代執行のスケジュール
令和5年11月8日（水） 午前9時00分 代執行宣言、工事着手
令和5年12月中旬 工事完了（代執行終了宣言）